

## 緊急呼出等に伴う交通費等の支給に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、緊急呼出等を受けた土木局職員の交通費等の支給に関し必要な事項を定める。

### (支給対象者)

第2条 支給対象者は、樋門操作関係業務及び道路交通規制業務（防災指令発令に伴う業務除く）並びに公物（道路・水路・公園）、各公共施設での事故対応業務及びこれに準ずる業務で、予め指定された職員及び緊急呼出しを受けた職員（以下「職員」という。）とする。

### (支給額等)

第3条 支給額は、自宅等から勤務場所への往路又は帰路に係る交通費等につき、次の各号に規定するものを支給する。

- (1) 駐車場料金（公用車によるものを除く）
- (2) タクシー利用料金
- (3) 有料道路通行料金
- (4) 公共交通機関運賃
- (5) その他、土木局長が必要と認める場合

2 前項第2号は公共交通機関の運行休止又は終了等により、勤務場所への出勤又は自宅等へ帰ることが困難な場合、前項第3号は緊急に呼出しを受けた場合の往路に限り、前項第4号は通常利用している公共交通機関が運行休止等により、他の公共交通機関を利用し別途運賃が生じた場合に支給する。

### (支給申請)

第4条 交通費等の支給を受けようとする職員は、支給申請書（様式第1号）に領収書等利用明細のわかる書類を必ず添付し、所属長の認定を受けたうえで、提出しなければならない。

### (その他)

第5条 この要綱に定めることのほか、必要な事項は土木局長が別に定める。

### 付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

### 付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年9月19日から施行する。